

土壌環境施策に関するあり方懇談会（第6回）

1. 日 時 平成20年1月9日（水）10:00～12:00
2. 場 所 三田共用会議所 大会議室
3. 出席委員 座 長 高橋 滋
委 員 石渡 秀雄
大塚 直
奥村 彰
神谷 文吾
嘉門 雅史
斎藤 政賢
佐藤 泉
佐藤 雄也
正保 剛
鈴木 一男
中杉 修身
廣田 裕二
藤井 良広
前川統一郎

（欠席は、荻原 勉委員、早瀬保行委員、細見正明委員）

4. 委員以外の出席者

環境省

竹本水・大気環境局長、白石水環境担当審議官、岡部総務課長、坂川土壌環境課長、藤塚地下水・地盤環境室長、佐藤土壌環境課課長補佐、鈴木土壌環境課市街地汚染対策係長

5. 議 題

- （1）指定基準値の設定の考え方について
- （2）指定調査機関に関する自治体アンケートについて
- （3）土壌環境施策のあり方についての論点について

6. 議 事

（坂川土壌環境課長）

それでは、定刻となりましたので、ただいまより土壌環境施策に関するあり方懇談会（第6回）を開催させていただきます。

委員の皆様、あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいいたします。

本日は、荻原委員、早瀬委員、細見委員から、御欠席との御連絡を受けております。

本日の配付資料について、お手元の資料を御確認いただきたいと思っております。本日の資料、まず、議事次第がございますが、この裏に配付資料一覧がありますので、ごらんいただきたいと思っております。

資料1が「委員名簿」です。資料2が「指定基準値の設定の考え方」、資料3が「指定調査機関に関する自治体アンケートについて」となっております。また、資料4「土壌環境施策のあり方についての論点」、これは前回の懇談会の資料3と同じものがございます。また、資料5の「委員意見概要」、これは前回の資料4と同じ資料ということになっております。また、資料6

が、「法律の対象範囲について」というものです。また、資料7でございますが、本日、細見委員が、海外出張中のためどうしても欠席せざるを得ないということで、特に意見のメモをいただいているところでございますので御参照いただければと思っております。

最後に参考資料、「平成20年度予算(案)新規事項の概要」というものがございます。

本日の資料は以上でございます。足りないものがありましたら、お申し出いただければと思います。

また、マイクについてでございますが、本日、お二人に1台の割合でマイクが設置されておりますが、お使いになる場合に、手元の大きなボタンを押していただきますと赤いランプが点灯しますので、それでお話しいただければと思います。終わりましたら、同じボタンを押して切っていただきますようによろしく願います。一度に4人しか使えないという設定になっておるようでございますので、発言が終わりましたらどうかお切りくださるようによろしく願います。

それでは、議事進行を、高橋先生にお願いします。

(高橋座長)

それでは、よろしく願います。早速、議事に入らせていただきたいと思っております。

本日は、まず、「指定基準値の設定の考え方について」を議題としたいと思います。

これにつきましては、前回の懇談会での議論の中で、指定基準値の設定の考え方がよくわからないという御指摘がございました。そこで、事務局の方から説明したいとこのことでございますので、事務局より御説明をよろしく願います。

(奥村委員)

毎回、前回の議事録の確認というのがあったように記憶しているのですが、今回はないのでしょうか。

(高橋座長)

事務局、どうぞ。

(坂川土壌環境課課長)

議事録に関しましては、事前に委員の先生方に案を見ていただきまして、そこで確認をさせていただいております。確認していただいた上で、環境省のホームページにも掲載しておりますので、そういうやり方を今までもやってきておりますので、御了承いただければと思います。

(奥村委員)

自分の発言の分については御連絡いただいて訂正しておるんですが、ほかの委員の方の発言について、少しお尋ねしたいことがあるんですが。

てっきり私は、その発言は削除されるものだと思っていたんですよ。軽く冗談でおっしゃっておるんだろうとぐらいに受けとめていましてね。しかし、厳然と残っておるので、これは何かちょっとと思う次第なんですが。議事の邪魔になるようでしたら、別途でも構いません。

(高橋座長)

ただ、御発言の委員の方の御意向もあると思っておりますので、そこは事務局と御相談いただいて、その上でさらに御意見がございましたらば、次回、その辺を御指摘いただきたいと思っております。

それでよろしいでしょうか。

(奥村委員)

はい。

(高橋座長)

どうもありがとうございます。

それでは、事務局の方より説明をお願いいたしたいと思います。

(鈴木土壌環境課市街地汚染対策係長)

それでは、御説明いたします。

ただいま、座長の御発言にもありましたように、前回までの懇談会の中で、指定基準値の設定方法についてよくわからないという御指摘をいただいております。また、土壌汚染のリスクに応じた適切な対策の促進というものについて論点に挙げられているところでございますので、土壌汚染のリスクについて広く御理解いただくことは大変重要なことであると考えております。今後の議論のためにも、今回、指定基準の設定の考え方について御説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料2に沿って御説明いたします。

まず、タイトルの下に 印で書いてありますけれども、この資料は土壌汚染対策法の指定基準値の設定の考え方について基本的な事項を説明したものでありまして、項目によってはこの考え方が当てはまらないものもあるものでございます。

それで、1ページ目の下でございますけれども、「土壌汚染対策法が対象としている健康リスク」としては2つございます。1つは、「地下水等経路のリスク」、これは土壌溶出量基準が、これに対する基準として設定されております。これは、汚染土壌から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲むことによる健康リスクでございます。もう一つ、「直接摂取によるリスク」、これに対応する基準として土壌含有量基準が設定されております。これは、特定有害物質が含まれる汚染土壌を直接摂取することによる健康リスクでございます。直接摂取の例といたしまして、砂場遊びや、屋外で活動をした際に土壌が手に付着し、それを摂食する場合。それから、風などによって土壌が飛散し、それが口に入って摂食する場合というものがございます。

ページをめくっていただきまして、まず、「地下水等経路のリスク(土壌溶出量基準)について」、詳しく御説明いたします。

先ほど申し上げましたとおり、汚染土壌から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲むということによる健康リスクに関するものでございますけれども、その下にあるような考え方によって設定された土壌環境基準、これと同じ値を設定しておるのが土壌溶出量基準でございます。

考え方といたしましては、まず、一生涯を通じた毒性(慢性毒性)を考慮しております。70年間1日2リットルの地下水を飲むということを想定いたしまして、地下水の環境基準や水道水の水質基準と同様の考え方により基準値が設定されております。具体的には、そこにあります閾値のある項目とない項目によって設定の考え方が異なっております。ここで閾値といいますのは、これ以下であれば人に対する影響を起さないと考えられる量でございます。

まず、毒性に関する閾値がある項目といたしましては、砒素や四塩化炭素というものが該当いたしますけれども、一生涯にわたりその地下水を飲むしても、健康に対する有害な影響がない濃度として、基準値を設定しております。この括弧書きにございますけれども、食品経路など地下水以外でその有害物質の摂取もあります。そのため、その有害物質のトータルの摂取量の10%を地下水経路で摂取するというものを想定して、寄与率というものを10%として設定をしてお

ります。

それから、毒性に関する閾値がない項目、これは発がん性を有するものなどですけれども、ごく少量でも何らか健康に影響があると考えられる物質でございますけれども、具体的にはベンゼンとかトリクロロエチレンが該当いたします。これにつきましては、一生涯にわたりその地下水を飲用した場合のリスクの増分が10万分の1というレベルをもって基準値を設定しているものがございます。注意書きとして、ただし鉛のように幼児期の毒性を考慮している場合とか、シアンのように急性毒性に基づいて設定している場合など、例外もあります。

それから、ページの下の方にいきまして、その閾値があると考えられる項目の基準値の設定方法を、少し詳しく記載しております。

まず、その当該物質の毒性に関する各種の知見、生物毒性とかラットの試験などいろいろやって、動物または人に対して影響を起こさない最大の量、無毒用量、NOAELというものを求めまして、これにその不確実の係数として100から1000で除すことにより、耐容1日摂取量、これTDIといえますけれども、耐容1日摂取量が求められます。この耐容1日摂取量10%が、先ほど申し上げましたように食品経由などを考慮いたしまして、10%が地下水飲用により摂取されると想定して基準値を求めております。TDIにつきましてはそこに書いてあるとおりでございますが、体重1キロ当たりの量として表されているものでございますので、その下の基準値の式を見ていただきますと、TDIをまず2リットル、1日の飲用量で割りまして、平均体重が50キロということで掛けて、最後、寄与率として、先ほど申し上げましたように、ものによっては違いますけれども、通常は10%ということで基準値を算出しております。

参考といたしましては、その下にあるのは土壌溶出基準の測定方法ということでございますが、土壌の10倍量の水で対象物質を溶出させまして、その溶出液の濃度について、この基準値との評価をされるというものでございます。

3ページ目に行ってくださいまして、直接摂取によるリスクでございます。

これにつきましては、特定有害物質が含まれる汚染土壌を直接摂取するという健康リスクに関しまして、ここにある以下のような考え方で設定をしております。

摂取の例としては、先ほど申し上げましたとおり、砂場遊びや屋外での活動、それから土壌の飛散などによって口から摂取するというものを考えております。

摂取期間といたしましては、一生涯70年、その汚染土壌のある土地に居住した場合を想定をしております。ただし、急性影響の観点からも問題のない濃度レベルとなるように設定をしております。

1日あたりの土壌の摂食量といたしましては、子どもで200ミリグラム、大人で100ミリグラムということで設定をしております。これは、諸外国での摂食量計算などを考慮して設定をしております。この土壌指定基準の前に設置されてはいますが、ダイオキシン類の基準策定時と同じ数字を使っております。また、平成12年度に環境省で行われた、人の排泄物等を分析した結果も考慮されております。

それでは、その下のスライドですけれども、基準値の設定方法といたしましては、有害物質の摂取量が、溶出量基準を設定する際に考慮された地下水からの摂取量と同じレベルになるように基準値を設定をしております。ただし、年一、二回程度見られると言われております幼児の非意図的な土壌の多量の摂食、1回10グラム程度と推定されますが、これに伴う急性影響も問題がないレベルということで設定をしております。

4ページ目ですけれども、以上のまとめといたしましては、土壌汚染対策法の指定基準は、長期間の有害物質の摂取を想定して、健康被害の防止の観点から定められております。具体的には、一生涯にわたり摂取をしても健康に対する有害な影響が現れないと判断されるレベル、またはリスク増分が10万分の1となるレベルということで設定をしております。また、急性毒性の防止

についても考慮しているところでございます。

このように設定された指定基準ですが、これを仮に超過した場合ですけれども、摂取経路を遮断するという健康被害を防止することができます。このことから、土壤汚染対策法では、基本的には、そこにありますとおり、まず、溶出量基準超過の場合と含有量基準超過の場合で分けておるんですけれども、溶出量基準超過の場合、これは地下水汚染あり・なしで対策方法は分かれておりますが、地下水汚染がないという場合は、まず地下水の水質を測定すると、モニタリングをしていくということで、その摂取経路というのを人に影響のないように遮断できるということで定めております。地下水汚染ありの場合ですけれども、これは封じ込めとすることで対策法が定められております。ただし、その括弧にありますように、第一種特定有害物質、これは揮発性の有機化合物等ですけれども、第二溶出量基準というものを超過する場合は土壤汚染の除去ということで、封じ込めではなくて除去が求められるというところでございます。

それから、含有量基準超過の場合には、盛土を行うことを基本として定めております。

このように、掘削除去のような汚染を除去する対策以外の手法が、基本的な対策として定められているところでございます。以上です。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

それでは、今の説明につきまして御質問等はございますでしょうか。よろしく申し上げます。

正保委員、お願いします。

(正保委員)

2件お聞きします。まず、含有量基準の設定方法について御説明いただきましたが、含有量基準設定には寄与率が考慮されていないようですが、どういう理由で外されているのでしょうか。

もう一つ、第二溶出量基準が設定されておりますが、この第二溶出量基準の設定の考え方というのは、どういう設定の考え方をされているのでしょうか。数値の決め方をご教授ください。

(高橋座長)

事務局、よろしく申し上げます。

(鈴木土壤環境課市街地汚染対策係長)

まず、最初の御質問ですけれども、寄与率については、3ページ目の下にございますけれども、基準値の設定方法というところで、地下水からの摂取量と同レベルということで算定をしております、これで寄与率が同じように考慮されているというところでございます。

(坂川土壤環境課課長)

もう一つの第二溶出量基準の方ですが、これは第一溶出量基準の10倍を基本としておりますけれども、項目によっては30倍という場合もあります。これは廃棄物の方で特別管理産業廃棄物になる基準とほぼ同様の基準ということでございまして、それなりに注意を要するということでございますので、対策についても多少厳しめの対策が必要とされると、こういうことになっております。

(高橋座長)

よろしいでしょうか。

それでは、ほかの先生方、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、今の御説明につきましてはこれまでとさせていただきたいと思います。

次の議事に入らせていただきます。

前回の懇談会の中で荻原委員から土壤環境センターが行った「指定調査機関に関する自治体アンケートについて」御発言がありましたが、少し内容についてわかりにくかったのではないかという御心配をされているようでございます。そこで、改めて説明したいということでございましたが、本日は荻原委員、どうしても所用で御欠席ということでございますので、土壤環境センターの理事である前川委員に、アンケートの結果の御説明をお願いしたいと思います。

それでは、前川委員、御説明のほどよろしく願いいたします。

(前川委員)

前回の懇談会におきまして、この懇談会の委員でもありまして、また土壤環境センターの会長代理でもあります荻原さんから、指定調査機関に関する自治体へのアンケート結果について発言があったわけです。これにつきまして改めて御説明させていただきます。

まず、1番目といたしまして、前回報告したアンケートの結果ですが、昨年10月に都道府県及び政令市、全153自治体に対して土壤環境センターでアンケート調査をしています、この結果、143の自治体から返事をいただいております。このうち、法律を契機とする調査について、指定調査機関の技術的な能力が不十分なため問題を生じたかという問いに対しまして、116の自治体から回答がありました。そのうち、このような事例があるという回答があったのが29自治体、ないというのが87自治体あった。この問題が生じた事例があるという回答があった29自治体は、全体116自治体の25%であったということについて、前回報告したわけです。

これに対しまして、その後、2番目として、この生じた問題の内容がどんな内容かということにつきまして、昨年末に電話によるヒアリングを行っております。このヒアリングは、すべての29自治体に対して行っておりますが、実際には25の自治体から回答をいただいております。その回答によりますと、生じた問題の内容についてでありますけれども、調査計画の作成段階で自治体に相談があり、試料採取ポイントの設定方法や汚染のおそれの区分の判断が不適切であったため指導を行ったなどの事例があったという回答が見られています。また、その中には、調査分析をやり直させた事例であるとか、あるいは報告書を書き直させたという事例も見られています。

このような結果から、指定調査機関の一部には能力の向上が課題と考えられるものがあるということがわかっております。なお、法律に基づく調査の場合におきましては、都道府県等への報告に際してチェックを受けますので、調査方法等について一定のレベルが確保されているというふうに考えられます。

以上でございます。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

それでは、今の前川委員の御説明に関しまして、御質問等ございますでしょうか。

佐藤(泉)委員、お願いします。

(佐藤(泉)委員)

自治体と調査機関の関係なんですけれども、私の聞いている範囲では、かなりのケースで追加調査を求められたんですね。あるいは、報告書の書き直しを行政から要求されるという例があるというふうに聞いています。その原因が、調査機関の能力が足りないというケースもあるかもし

れませんけれども、自治体が非常に慎重レベルと言うのですか、法律で必ずしも要求されていない部分について追加的な調査を求めるとか、それから、そういう原因もあるのではないかと。

したがって、これはやはり指定調査機関に対する教育も必要だと思いますし、同時に自治体とのコミュニケーションと言うのですか、どの程度の調査が必要か、あるいはどの程度の報告の書き直しが必要かということは、やはりかなり自治体によっても差があるというふうに私は理解しています。

(高橋座長)

今の御指摘について、何かございますでしょうか。

では、前川委員。

(前川委員)

自治体に対しましての電話でのヒアリングですので、あくまでも自治体側から見た不具合がどうかということについてのご回答でありました。

逆に自治体からの答えられた内容の中で、指定調査機関の中でのレベル差が大きいのということについての発言があった自治体が多くあったということも見られます。したがって、自治体の中のレベル差というものもありますけれども、指定調査機関の中のレベルの差も大きいという事実があると思います。

(高橋座長)

この問題は、都道府県の問題として考えるべき点もあります。が、この今の話は、そういう意味では前川委員がおっしゃったように、指定調査機関自体の問題として御紹介があったと、こういう話だと思います。どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうも前川委員、それではありがとうございました。

それでは、さらに次の議題に移りたいと思います。

前回に続きまして、土壌環境施策のあり方についての論点の各事項について御議論をいただきたいと思います。

本日も前回同様に議論を円滑に進めるために、論点の順番に沿って御議論いただきたいと思います。今回は、論点2の(6)まで、時間の関係上、そこで議論が終了となったわけですが、本日はそれに続きまして2の「(7)土壌汚染の未然防止、操業中からの対策の促進」から進めたいと思います。

それでは「(7)土壌汚染の未然防止、操業中からの対策の促進」、
、
について御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、前川委員、お願いたします。

(前川委員)

土壌汚染対策法の中におかれましては、土壌汚染が原因となって発生した地下水汚染、これに対してこの汚染された地下水を飲用利用等することによる健康被害の防止ということが目的に入っているわけです。このため、周辺に飲用井戸等がある場合には措置が命じられるという仕組みとなっていますが、一方で周辺に飲用利用等がなければ措置は求められないということとなっております。

しかし一方で、地下水と申しますのが身近な水資源でありまして、将来的な観点で見ますと、今後の気象変動等によって水需給の不安定等に伴って、地下水の飲用を含めた利用が活発になる

ということも考えられるのではないかと。そういう観点で考えた場合には、たとえ現在周辺で飲用利用等がないとしても、将来的に地下水を利用しないというのが明らかでないというような場合を除けば、地下水汚染の拡大を防止するための何らかの措置が必要ではないかというふうに考えております。

以上であります。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。
それでは正保委員、お願いします。

(正保委員)

操業中の事業所というのは、既に水質汚濁防止法の中で有害物質の地下水への浸透禁止でありますとか、あるいは消防法関連の危険物取扱い規則等が適用されておまして、その中で既に規制されているものですから、新たに土壤汚染対策法の中でこの規制を加えるというのは、二重規制になると考えられますので、必要ないと思います。

(高橋座長)

多少、違った方向からの御意見、2つ出ましたが。
それでは大塚委員、お願いします。

(大塚委員)

そちらにも書かせていただきましたけれども、特定地下浸透水の浸透規制は、現在、有害物質使用特定施設による浸透規制に限定されているということがございますし、廃掃法は有害物質を含む製品は規制していないということがあります。

また、搬出土については汚染の防止の問題があると思いますので、未然防止について何らかの一般的な規定を置くということが必要ではないかと考えております。

以上でございます。

(高橋座長)

いかがでしょうか。
それでは、石渡委員、お願いします。

(石渡委員)

操業中の対応ですが、法的規制という概念ではなく、対策効果と言う観点から大事なことと考えています。特に中小企業にとって、例えばVOCの汚染があった場合に、汚染の拡大がどんどん速いわけですね。下へ下へ浸透していくと。早目に手を打つことと、やはり景気のよいときに少しでも対策をやっておけば、やはりブラウンフィールドの問題とか何かにつながらない。やはり、日常からそういうことを心がけていく必要があるのではないかと。そういう点から、やはり御議論を願った方がいいのかなと。単に、法的規制をしようとか、そういう概念ではございません。

(高橋座長)

石渡委員、どうもありがとうございました。
ほかに。奥村委員、いかがでしょうか。

(奥村委員)

これ、単なる意見なんですけれども、水道というのは、もともと私は文明開化の象徴だっと思っておるのですが、世界的には井戸水なんかを飲んでいるという問題があって、きれいな水道水にアクセスできないとか、優良な水にアクセスできない人が非常にたくさんおるので問題になっていますけれども、今後、水道水から何かその辺に井戸を掘って井戸水を飲む人がふえるというのは、よほどの趣味のある人以外はないのではないかと私は考えております。

(高橋座長)

いかがですか。

前川委員。

(前川委員)

たしかに安全というふうな観点で見た場合には上水道というのがありますが、その上水道の水源として考えた場合に、現在表流水の水源に対して地下水の水源の依存度が25%程度あると。それが、今後、例えば気象変動等によって、表流水の安定性についても問題が生じた場合に、地下水の利用ということについても重視するというような場面も出てくるのではないかとというふうに考えられますので、そういう水源という観点で見た場合の地下水の重要性についてお話ししたというわけでして、それを水道として給水する場合には、当然その前のトリートメントは必要であるというふうに御理解ください。

(高橋座長)

中杉委員、よろしくをお願いします。

(中杉委員)

今の奥村委員の御意見、1つの考え方かもしれませんが、地下水を飲む権利を、土壤汚染があるからそれはやめなさいというのはおかしい話だろうというふうに思いますので、そこはひとつの議論としてある。

それともう一つは、全体的話としては、未然防止という観点で言うと、これは土壤汚染対策法の中でやるのかどうかというのは、これは1つの考え方で、必ずしも私は、土壤汚染対策法の外で十分できるだろうと思いますので、そちらの方でもう少し考えていくということはあるかと思えます。ただ、今の問題としては、土壤汚染の調査の契機も含めて、廃棄物あるいは排水の地下浸透を中心に土壤汚染の原因だというふうに考えている。そのところが少し問題があるのではないだろうか。

実際には昔の農用地の土壤汚染を考えますと、排ガス由来の土壤汚染というのは実際の例としてあります。こういうものもやはり考えていく必要がある。そこら辺のところは、今のところは十分目くばりができていないのではないかとということがあります。そのところをどうするかという話はある。

それからもう一つとしては、操業中からの対策というのは、これは事業所という普通の工場みたいなところばかりを想定しますけれども、必ずしもそういうところだけじゃないんですね。いろんなところがありますから、操業中に直接摂取をしないような、暴露するようなことがないような管理ができていくかどうか。その部分については、すべてのこの土壤汚染対策法の対象としている土地がそうなっているとは限らない。そこら辺のところについては少し目配りが必要かなというふうに考えております。

(高橋座長)

多少、まだ穴があるのではないかと御指摘だったと思いますが、
では、藤井委員、お願いします。

(藤井委員)

操業中の対策に関しては、財務企業会計基準委員会が、昨年末に資産除去債務の基準案を公表しました。これは、土地の用途とかに関係なく、すべての資産にもしも汚染があれば最終的に減価償却しなきゃいけないということになります。従って、企業にとってみれば、持っている資産の価値を向上させるには操業中からの対策が求められるわけで、それを、さっき中杉先生が言われたように、土壤汚染対策法の中で書くかどうかは別としても、社会のニーズとして避けられない分野であると思います。操業中に対策をとらなければ、最終的に資産除去債務の最終処分ところで企業が対応せざるを得ないわけです。ですから、企業活動のどの時点でやるかというだけの問題です。企業経営者が投資家に対して企業価値を維持しようと思えば、操業中からの対策というのは経営上必要な課題になってくると思います。

(高橋座長)

規定のあり方は別にして、何らかの対策がいるのではないかと御意見だったと思いますが、
奥村委員、何か。

(奥村委員)

時間が経って忘れてしまったんですけど、中杉先生の一言だけ。
地下水を飲む権利があるとおっしゃいましたけど、これは別のところで議論すべきかもしれませんが、では自然由来はどうするんですかというのを、あえて私は指摘したい。
以上です。

(高橋座長)

嘉門委員、お願いいたします。

(嘉門委員)

今、地下水の話も少し出てきておりますが、地下水には、今、奥村委員もおっしゃったように、自然由来の汚染が各地で生じておりますから、ここの部分をどこまで踏み込むかは、なかなか難しい話です。(9)の「その他」のところで、地下水汚染をどう考えるかという議論が予定されておりますが、私は、土壤汚染と地下水汚染も、一緒に考えるべきだと前から言っております。

それと未然防止ということになりますと、法の適応範囲をやはり広げていく必要があるのではないかと思います。今、対象地というのが、有害汚染物質を取り扱っていた工場跡地の再開発というか、土地利用に際してということが、3条調査では限定されますから、やはりそうじゃない汚染地域というのが、各地にありますし、汚染物質も広がっておりますから、やはり対象エリアを広げていかざるを得ないのではないかと考えます。土壤汚染が日本各地にあることが如実に現れているのが自主調査ということですので、そういう意味では未然防止も含めて網を広げていかざるを得ないのではないかと考えております。

それから、操業中に対応をほどこしていくという技術は、もう既に、操業中の工場の下を改良する技術がいろいろ開発されてきております。それでもってできないことはないもので、法に入れるかどうかは別にしましても、やはりそれなりの浄化すべき、あるいはそういう浄化するインセンティブを与える方策というのがあってもいいのではないかなと考えております。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。
では、佐藤泉委員。

(佐藤(泉)委員)

土壤汚染の防止については、一応水濁法があるわけですが、水濁法はある意味、工場の設置者というところに力点を置いていると。それで、土壤汚染する人というのは、ある意味でいろいろな原因がありますので、もう少し広く土壤汚染の未然防止というものをはっきり打ち出すということが、私は必要ではないかというふうに思っています。

ただ、土地利用というのはいろいろ多岐にわたっておりますので、例えば肥料を使ったり農薬をするのは土壤汚染かと言われると、これはなかなか難しい。廃棄物処理法などでは、みだりに廃棄物を捨ててはならないと、こういうふうになっておりますし、そういう意味では、私は基本的には、何人もみだりに土壤汚染をしてはならないと言うような、ある意味で広い責務規定をかけて、その中でだんだんに、土地利用ごとにどういう土壤汚染を防止すべきかという点について合意形成をしていく必要があるのではないかというふうに思っております。

(高橋座長)

具体的な規定も含めて御提案いただいたところですが、では、前川委員。

(前川委員)

操業中の工場での調査・対策の方法については、いろいろ考えられるわけですが、これが法律で規定されてしまうと一律の調査・対策というのが求められると、逆に合理的な調査や対策ができなくなってしまうというところがありますので、このあたり、法に含めるのであればフレキシブルな方法を認めるような方向に持っていく必要があるというふうに考えております。

(高橋座長)

では、大塚委員。

(大塚委員)

佐藤(泉)委員が言われたこととほとんど同じなんですけれども、先ほど中杉委員がおっしゃった、その排ガスなんかもそうですが、一般的に未然防止の規定を言った方がいいのではないかと。具体的に何か効果を直ちに発生するような規定ではなくていいんですけれども、法の対象を若干広げる、あるいはほかの法律ではカバーしていないところを満たすという観点から、一般的な未然防止規定を言った方がいいのではないかという趣旨でございます。

(高橋座長)

についてもございませんか、大塚委員。

(大塚委員)

これはなかなか難しいと思っているところでもあるのですが、現在自主的調査で行っておられることについて、将来的にその一定の要件のもとに3条調査とするような道もつくったらいいのではないかということは考えていまして、現在、操業中の調査を仮になさっても、廃止してからそれが何も意味がなくなるということだと、事業者の方もせっかくやったのということが出て

くるかもしれないということがございます。現在の操業中の調査をもしなされた場合には、あるいはなされる場合には、それを促進するために、後で一定の要件のもとに3条調査に格上げといういいのかわかりませんが、もしできたらつくるといいなと思います。ただ、これは法的にどういうふうに整理するのなかなか難しいので、もう少し検討する必要があると思いますが、考え方としてはそういうこともあり得るのではないかと考えております。

(高橋座長)

中杉委員、どうぞ。

(中杉委員)

2番目のところ、さきほど少しお話をしましたが、2番目のところが多分一番問題になるのは、操業中に工事が行われて土壌が運び出されるというところが一番の問題であると。指定区域になっているところは汚染土壌があるということで、これは厳しく管理されています。あとは、それ以外のところは、調査がやらなければならないということで、今、通達は出されている。それで、土壌汚染対策法に準じてやりなさいということにはなっていますけれども、そのところで汚染土壌が動いている、その汚染土壌といいますか、土壌が動いていくということが本当に大丈夫か、そのところが十分管理できていないということが、この法律の中でやるのかどうか、また難しい話なんですけど、ひとつの問題点になるだろうと。そういう意味では、そのところをどういうふうに担保していくかということが重要なのではないだろうかというふうに、私はこの部分については考えております。

(高橋座長)

関連してですか。佐藤泉委員。

(佐藤(泉)委員)

操業中の問題は、私は一定規模の企業については、観測井と地下水の監視をやはりしていただいて、いわゆる敷地外に汚染が広がるということを防止することは、操業中であっても調査・対策が必要ではないかというふうに思っております。

ただ、表面のメッシュで調査するというのは、やはりなかなか操業中は難しいと思いますので、土壌を大量に搬出するとか、そういう場合には一定の調査義務をかけるということがあり得ても、基本的には地下水の監視が必要ではないかというふうに思っております。

(高橋座長)

いろいろと御意見をいただきました。全体として法的にどうするかは別にして、何らかの穴を埋めていく必要があるのではないかという御指摘と、操業中についても、何らかフレキシブルな形で対策をお願いしていくということも必要ではないかと。まあ、大体こういう御意見が多かったと思いますが。

奥村委員、いかがでしょうか。

(奥村委員)

いろいろ企業は自主的に、操業中であってもいろいろ地下水であるとかいろんなことを調査していると思うのですが、例えばそういうことをやっていけば、将来それを廃止して何かほかのものに利用するとか、あるいはだれかに売るといったときに、そのときの調査の結果というのが、何か法に準じてなされたというふうに認められるような、そういう仕組みがあってもいい

のかなという感じはします。そのためのガイドラインみたいなものがあって、そのガイドラインにのっとってやっておれば、その土地の用途変更のときにもう一回同じことを繰り返さなくてもいいと。例えば、工場の扱うものが変わっているとかが、いろんな条件があつての話ですけれども、以上です。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

大体この点についてはよろしいですか。

藤井委員、何かありますか。

(藤井委員)

今の奥村委員の御発言については賛成です。私もそれは言おうと思っていたのですが、何らかのやはりインセンティブを与えるということです。例えばAAIのような、善意の土地取得者についてのインセンティブはアメリカの制度においてあるのですけれども、積極的にやる事業者についてのインセンティブというの、何らかの制度的に担保できるのならば、やった方が促進されるのではないかなと思います。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

大体御議論が一通り出たと思いますので、それでは(7)につきましてはこれぐらいにさせていただきますまして、(8)の「施策対象とする項目について」、 から までについて御議論いただきたいと思います。

前川委員、お願いします。

(前川委員)

2点あるのですけれども、まず1点が、規制対象物質について現状のままでよいかどうかということなのですけれども、今後、土壤汚染についての一般市民の関心や認識が高まってくるとともに、現在の土壤汚染の基準が定まっている項目以外の物質によるリスクというものがどうかという点についての疑問が呈されるという場面もふえてくるのではないかと思います。特にリスクコミュニケーション等の場面において、そういう点について答えられないということによって円滑なリスクコミュニケーションに影響を生じてしまうということも考えられると思います。したがって、将来的には、土壤汚染対策法が対象とする物質については、拡大するという方向に行かざるを得ないかというふうに考えています。ただ、その際、いたずらに調査だけがふえてくるというのも望ましくありませんので、調査を実施する前にフェーズ1調査を実施して対象物質を絞りこんで、その対象物質の特性に応じた調査を行うというような合理的な手法が望ましいかというふうに考えております。

2番目が、自然由来の考え方なんですけれども、個人的な感想ですけれども、最近盛土から見つかった基準を超える土壤が、これが自然由来なのかあるいは自然由来じゃないのかということについての判定に、かなりのエネルギーが使われているという実態があるのではないかと思います。しかし、そもそも自然由来であっても、その土を外に搬出する際には管理が必要であると。また一方、これが自然由来かどうかとわからなくても、その濃度が低くて含有量基準を満足していて、かつ地下水汚染の原因にもなっていないとすれば、それは管理しておけばいいと。となりますと、余り神経質に考える必要もないのではないかと思います。これにつきましては、土壤汚染対策法を施行する際に、自然由来かどうかについての判定の方法というものについて既に定め

ておりますので、この判定基準におおむね合致していれば、これは自然由来と同じように扱うというような割り切りでいいのではないかと。これは盛土であっても自然地層であっても、自然由来と判断するというような割り切りがあってもいいのではないかというふうに、私は考えております。以上です。

(高橋座長)

2点、油を含む対象物質の問題と自然由来の問題と2ついただいたわけですが、まず最初の方についていかがでしょうか、御指摘いただければと。

では、正保委員お願いします。

(正保委員)

本議論の最初に言うべきことだと思うのですが、もともと油に関しましては、油汚染対策ガイドラインが昨年3月に設定されたばかりでございまして、恐らくそれが適用されてどういう効果が出てきたのかというのは、まだ見極められていない状態であると思います。ですから、新たに油も含めて対象物質を考えるであるとかについては、まずその効果を見極めてからにするべきではないかと考えます。

(高橋座長)

今の点につきまして、いかがでしょうか。

大塚委員、どうぞ。

(大塚委員)

公害というのは、もともと人の健康被害と生活環境被害と両方が入るんですけども、ほかの公害にはないことですが、土壌汚染だけが健康被害だけに限定されているということがございますので、今回できるかどうかちょっとわかりませんが、生活環境被害も入れていくというのが、あるべき方向性であるというのは確かだろうと思います。

実際に生活環境被害というのが油汚染ということになってしまうので、今のガイドラインとの関係をどう見るかという問題はあるかと思えますけれども、少なくとも将来的には広げていくということは重要な課題であると考えております。

(高橋座長)

ただ、大塚委員の御指摘によると、健康被害の観点もあるのではないかとということもあったと思いますが。

(大塚委員)

ベンゼンは油汚染の中でも健康被害になるので、そういう観点からは油汚染のことだけをもし考えるのであれば、健康被害だけにしておいても油に含まれる物質に着目して法の対象に含めることは可能であるとは思っております。

(高橋座長)

いかがでしょうか。

それでは、中杉委員。

(中杉委員)

規制対象物質のところですけども、これは生活環境項目、油についてやるかどうかと、これは非常に難しい話で、油のガイドラインをつくる時も大分苦労しました。もう少し検討が必要だろうというふうには思っていますけれども、規制項目がふえるかどうか、現状のままでいいかどうかというのは、これはそうはいかない話で、例えば水道水の、水の方で言えば、要監視項目というのがあります。この要監視項目に、監視をして問題があれば基準項目にする。そうなれば当然のことながら土壌の方もそれにあわせて対象項目に加えていかざるを得ないだろうと。これは必然としてそういう流れになってくるだろうと。

ここで1つ問題なのは、土壌汚染、これは廃棄物も同じなんですけれども、過去にやったものはそのまま残ってしまうんですね。過去にやった行為、そのときはよかったけど、後では問題が出てくる。それをどうするかというのは非常に大きな問題になります。過去のものにさかのぼってもう一回やり直せということは非常に難しいということで、多分そういうふうになるんだと思うんですけども、実際にはその法の規制の対象等という形でおさえることはできませんけれども、例えば今、水質汚濁防止法の要監視項目になっている項目についてはこういう項目がありますよと。これについては自主的に調査をやられてはどうですかというぐらいのことをやってはどうかと。これは、例えば評価の基準というのは、要監視項目には指針値という数字があります。それを同じように適用していけば数字を出すことができる。これは強制ではありませんけれども、例えば先ほどの住民の安心を得るという意味では、そういうものもちゃんと評価していますよということになれば、住民の安心をより得られるだろう。どうしてもこれは、こういう規制対象項目がふえるかどうか。今のままでとめてしまって大丈夫だとは言いきれないので、これはどうしてもそういう繰り返しで、それに対してどううまく対応するかという仕組みをつくっていかざるを得ないだろうということが、そこら辺が議論が少し必要なのかなというふうに考えています。

それから、3番目で、生活環境項目の中でまだ議論が出てきていない生態系なんですけれども、生態系については今のところ非常にまだ評価をどうしていいかと、評価方法自体を勉強している段階で、幾つかの考え方が少し整理できるかな、まあ代替案でございますね。でも、それらについても技術的にまだまだ難しいだろうということと、もう一つは、自然由来の土壌汚染が、人の健康以上に生態系影響という意味では問題が出てきます。そもそも、もともと自然の土壌の中にあるもの、そういうところにこういう生物が住めないといっても、自然由来の土壌のところには、もともとそういう生物はいないわけですね。そういうところをどういうふうに評価するか、どういうふうに考えるかということ整理してからでないと、いきなり生態系保全を、生態系の基準をつくってということにはなかなかならないのかな。これは非常に難しい問題だろうと。もう少し勉強する必要があるだろうというふうに思っています。

それからもう一つ、自然由来の土壌汚染ですけども、これについては先ほど前川委員がみなしというふうなことを言われましたけれども、ひとつの考え方としては、先ほどの第二溶出量基準という話が出てきました。ただ、対策を考える上で、こういうレベルの対策をしなさいというところで考えていくと、例えば自然由来のもの、これは自然由来かどうかってなかなか判定が難しいですね。そうすると、今のところ自然由来の土壌汚染って、溶出量基準でも大体規定基準の10倍以内ですので、10倍まではこういう対策を、こういう管理の仕方をしましょうということで割り切ってしまうというのもひとつの考え方かなと。それはもちろん、指定区域であるかどうかという、その名前はつける。名前がつくとまた土地の値段がどうのこうのという話が出てきますけれども、そこは議論があるかと思えますけれども、そういうふうな整理をして考えることによって、この問題を少し割り切ってしまうことも、ひとつの考え方としてはあり得るのかなと私は考えております。

(高橋座長)

いわゆる対象物質の話と、それから自然由来の話とを、今、中杉委員の方から出されていたと思います。まず、対象物質の方の話ですけれども、先ほど中杉委員からは、生態系の変化の話が出ましたが、これはまたちょっと別の話だと思いたいますが、今回の法改正に当たって、どういふふうに対象物質を広げていくかという話について、いろいろ御指摘いただいたところだと思います。その辺について、まず、何かございますか。

廣田委員、そちらの話でしょうか。

(廣田委員)

いろいろな分野にかかわる話になってしまうんですけど、対象物質に関しては、先ほど正保委員も仰ったように、1つは油の実態について知りたい、不動産の取引をする各社は、他社がどのぐらいのことをやられているのかということ非常に気にされておりますので、それを受けて価値づけをする立場の私のような立場の人間も、非常にその辺が、なんとなくわかっているんですけど、もう少し知りたいということがあるので、意見としてヒアリングとか実態調査をしていただいたらどうかという意見を1つ出させていただきました。

それから、幾つか皆さん方から御指摘があった事項なんですけれども、調査が二度手間になるようなことが、土壤汚染対策法ができる前のときもあったように、今のお話ですと対象物質がふえるということであると、一たんやった調査が、将来土地取引に当たってもう一度本格的にやらなければいけないというようなことが、取引の場合生じておりますので、先ほど奥村委員からも話がありましたように、今、大体、先ほど話が出た要監視項目でこういった調査方法が大体オーソライズされているということであれば、そういったものも事前調査したものが将来認められるような方向で検討していただければというように思います。以上です。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

それでは、神谷委員、お願いします。

(神谷委員)

我々産業界としては、現行の対象物質に関してどうすべきか、今、一生懸命検討しています。新たに対象物質をふやすということになれば、さらに対応が困難になります。まず現行の対象物質への具体的対応についてある程度めどがついてから次の段階に進んでいただきたいと思います。また現行の法律は健康保護を目的に制定されており、当面はこの基本線を維持して頂きたいと思えます。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

奥村委員、いかがでしょうか。

(奥村委員)

きょうの会議の一番最初に私が言ったことにちょっと関係してくるもので、少し長くなるかもしれませんが、

既に5年もたっているいろいろな皆さんやってこられて、それでこれだけ課題が出ているとおっしゃっているわけですね、ブラウンフィールドの問題であるとか。それから、私は、土壤汚染というのは管理できるものであるというこの大原則が浸透していないと、こんなふうと思っています。つまりこれ、教育とか啓蒙とか、そういうことをもっとしっかりやらにやいかんと。それが全然

不十分でありますから、例えば不動産取引の場合、結局全部入れかえてしまうということになっていくと。それが原因ではないかと思っています。

これだけの問題のあるときに、さらに問題がややこしくするために対象とか物質をふやすという、そういう作戦であれば、もっとややこしくしようというので理解はできますけど、決してそんなことを皆さんはおっしゃっておらないと思うので、これはちょっと物事には順番というものがあるのではないかというふうに考えております。

まず、今回、3つの課題として挙げられたものですね、それに対する対策をきちんとやってからの話だと。まして、生態系についてですけれども、これも私、中杉先生のおっしゃったことに全く賛成ですけど、これはまだまだわからないことがあるし、例えばゲンジボタルはここにしかおらんというような、土壌汚染と無関係にいろんなほかのファクターが入っていますから、ちなみに私のかみさんは何かゴキブリに優しい生態系をつくるのが上手みたいですけど、まあそれは冗談ですが。

冒頭に申し上げたかったのは、実は座長の前回の発言なんですけれども、28ページ議事録の冒頭にちょっとあやふやな書き方なんですけど、ニワトリとタマゴの議論だと書いてありまして、私は限られた時間の中で議論を収れんさせるためにおっしゃったんだと思って別に気にしなかったんです。堂々と議事録に残っていますので、それは削除していただくか、どこがニワトリでどこがタマゴなのか明確にさせていただきたいと思います。

(高橋座長)

私の発言についてということで御指摘いただきましたので、少しそこは議事録を見て検討させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

斎藤委員、お願いします。

(斎藤委員)

自然由来についてデベロッパーの方の現場の状況をちょっとお伝えいたしますと、もともと土壌汚染対策法の対象外ではあるんですけれども、基準があって、まあ自然由来とは思いうけれども念のためにその土を調べたときに基準を超えたというケースが、先ほどいろいろお話があった中にもあるわけでございます。その場合に、やはり消費者が基準を超えているということで非常に心配されますものですから、本来それは自然由来だということで公表しなくていいのかもしれませんが、一応念のために調べて、基準を超えているということを知ってしまった以上は、やはり基準値以内に何か収めようというのが、ごくまじめなデベロッパーはそういう行動をとるわけです。

そうしますと、それなりのコストもかかりますし、非常に時間、その他いろいろな問題が出てまいります。ですから、自然由来の場合に、土対法の確かに対象外ではあるんですけれども、どうするんだというようなことをやはりちょっと何か考えを整理しておく必要はあるのかなというふうに思います。そうしませんと、やはり一般の方々、土壌汚染の基準を超えているというだけで大変心配をされるわけでありまして。ですから、そこら辺のところをどういうふうに除去するか、対策するかということも考える必要があるのかなというふうに考えております。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

では、佐藤(泉)委員。

(佐藤(泉)委員)

非常に自然由来についても過剰に企業が反応されているという実態も、私はあると思うんですけども、その1つの原因は、企業が自分で自分がある意味でばっけてしまっているというんですか、本来であれば、日本のバックグラウンドから考えれば問題ないとか、それから、土地を買う場合でも、事業用地として買う場合には特にそこまでの掘削除去は必要ないとか、そういうものについても社内規定をつくってしまって、必ず法定の調査項目以上に全部を調査して全部を浄化しないと買わないというような社内規定を最初につくってしまう例があるようです。そしてその社内規定に従わないと株主訴訟の対象になるとか、そういうふうに非常にこの法律を過剰に運用する傾向があるようです。それは、ある意味でマスコミが怖いとか消費者が怖いとか株主が怖いとか、いろんな理由があるでしょうが、もう少し土壤汚染についてはきちんとした考え方に基づく対応が必要であると。でも、ある程度の対応の柔軟性や幅を持ち、こういう用途に使う場合にはこういう浄化で大丈夫なんだというようなところを、安全サイドを考えつつ、土壤を大事に使うという発想がやはりないと、市民が悪いというだけではなくて、企業活動がちょっと過剰にきている。それで、調査も売買のたびに調査する。それから、金融機関が抵当権をつけるたびに調査するとか、非常に何度も何度も社内規定で調査を要求して、そのたびに新しいサンプルを取るの、少し超えるとか、そうするとこれが自然由来かどうかで延々と議論して、融資がつかないとか、そういう大変不幸な場面が一部にあるのではないかというふうに思っています。皆さんが非常に慎重サイドに社内規定をつくるということが、かなり問題を難しくしているのではないかというふうに思っています。

(高橋座長)

かなり時間がたってまいりましたので、この問題についてはあとお二人、前川委員と藤井委員をお願いします。では、まず前川委員からお願いします。

(前川委員)

先ほどの佐藤委員の考え方は、全くそのとおりだと思います。目的と手段が混在してしまって、目的というのが人の健康被害を防止するというのに対して、その手段である調査を、法に従った調査を厳然とやって、そしてその結果基準を超えれば取り除かなくちゃいけないというような、それが目的となってしまっていて、本来の目的である人の健康被害を未然に防止するということになっていないという実態があるというのが問題ではないかというふうに思います。

(高橋座長)

藤井委員、いかがでしょうか。

(藤井委員)

の件に関してだけ言います。追加することについてはいろいろ議論があると思うのですが、少なくとも制度に国際的な格差がある場合、廣田委員のこのペーパーの御指摘のように、企業活動においては日本で規制していなくても調査せざるを得ない。投資家等を見ればですね。ですから、当然それは将来のある時期に、追加的な規制があり得る可能性がある。こうしたレギュレーションリスクに備えなければならなくなるわけですね。

したがって、少なくともそういうギャップがある場合に、対象となる物質は一方の規制で、ある程度わかるわけですから、それを常に処理対象に取り込むか取り込まないかということ弾力的に考えるような仕組みにしておかないと、日本の規制が余りにも緩いというような認識を受けられて、むしろそれは投資家にとって大きなリスクになることになります。ですから、現状のま

までよいというのは、これから新たに枠組みを考える上ではかなり保守的過ぎて、企業活動においても、今言ったようなリスクを生ずる懸念があるのではないかと思います。

(高橋座長)

それについて、奥村委員、いかがですか。

(奥村委員)

念のために、皆さんに誤解があったらいけませんので、今、おっしゃっているのは、ビジネスリスクの話ですね。我々は土壤汚染対策法によって、人の健康のリスクをどうするかという議論をしているつもりなんですけど、今、藤井委員のおっしゃっていることはビジネスリスクですね。だから、人の健康リスクとは関係ないと。商売をやっていく上での商売上のリスクをおっしゃっているわけですね。それだったら理解できます。

(藤井委員)

いやいや、そのビジネスリスクの中には、将来もしその規制が日本でも導入された場合、健康被害を含めた規制が導入された場合のリスクも入る。

(奥村委員)

お金がかかるというお話であって、すぐ被害を受ける、化学物質によって健康被害を受ける人がいるというリスクとは違いますねと、念を押しているわけです。

(高橋座長)

ただ、健康被害を予防するために、何らかの規制が将来入るかもしれないというのは健康リスクですよ。

(奥村委員)

いや、ビジネスリスクです。多くの企業は、さっきの佐藤委員のおっしゃったこととはちょっと意味が違うと思うのですが、法律どおりやっているというのは、何が正しいかなのですね、法律じゃなくて最低の道德ですから。ですからそれを超えたことやっているんですよ。したがって、将来こういう規制ができるかもしれない。それは人の健康だろうが何だろうが、当然ビジネスリスクとして投資に織り込んでいくというのが普通の商売というか、ビジネスという言葉、私嫌いなんですけども、商いのやり方なんですよ。

(高橋座長)

そういう御説明をいただきました。将来どういうふうに変った場合にどういうふうな法の枠組みとして対応するのかと、今回対象をどこまで広げるのかというのはちょっと別の話だとは思いますが、多分、今御指摘いただいているのは、変わったときのソフトランディングをどうしていくかという話で、この点、藤井委員の方からもいろいろ指摘されたと思います。

ですから、今回どこまで広げるかというところは、私、別の問題としてやはり議論をしたいなというふうに思っていますが、その辺も含めていかがでしょうか、佐藤委員、お願いします。

(佐藤(雄)委員)

新たに規制物質が追加された場合、もう一度、対策を取り直さなくちゃならないかという議論はよく聞くんですが、実際、今まで対策をとったものに新たに指定したものだけを、取り残して

あるような対策って余りないんですよ。掘削除去なんて一番いい例ですけれども、例えば、盛土の場合はその物質だけ盛土を通過して大気層まで出てくるかどうかといういろんな問題はあるかもしれませんが、多くの場合、対策をとった場合は、新たに規制物質を追加しても一緒にそのときに処理されている場合が結構多いのではないかと、私はそう思っております。そういう観点も含めて将来の議論もした方がいいのではないかと思います。

(高橋座長)

かなり規制対象物質については出尽くしたと思いますが、自然由来の……。
では、嘉門委員。

(嘉門委員)

先ほど、藤井委員と奥村委員の議論の中で、規制対象物質をむやみにふやすことについて私は別に賛成しないんですけど、藤井委員がおっしゃったのは国際標準であり、国際的なレベルでの有害物質は、日本は必ずしも多くはないわけですね。いろいろな有害物質がもう既に厳然として人の健康被害があることが判明しているわけで、そのときに日本は今ままでいいのかどうかというのは、これは今後検討していかないといけない話ではあると思いますね。だから、単にビジネスリスクというだけじゃなくて、そのビジネスを担当される方は国際的なマーケットを考えられると、どうしてもその国際基準を評価基準とされるのが当然の話です。今後、日本の土壤汚染対策で、法として規制物質を拡大していくかどうかは、これから検討していくほかはないのではないかなと思います。ただ、ここで決めるようなものではないとも思います。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。
自然由来については、嘉門委員、何かございますか。

(嘉門委員)

自然由来につきましては、規制対象物質の議論の中でも大分取り上げられております。自然由来を考えると、今現在の汚染の状況が自然由来に基づいている場合、これは皆さんおっしゃるように、レベルは大して大きくはありません。既に自然由来と人為由来は、どういうふうに判別するかというような一応の目安もあるわけで、それを適用して対応すれば別に掘削除去をしてやらなくてもいいと、こういうことになっております。

それともう一つは、今回説明がございました指定基準値の設定の考え方の中に、長期の健康影響の話が出てきておりますが、自然由来の場合はこれに関連して、置かれた環境によって長期にリスクがふえていく可能性があります。だから、リスクレベルが変わっていく可能性があるものについては、やはりそれなりの検討をしておく必要があります。特に問題は、やはり掘削した土ですね。日本の国は、非常に地下資源が多様ですが、その含有量は多くない。そうすると、有用重金属の含有量が多いところは、これは鉱山ですけれども、含有量が少ないところは鉱山とはなりません。しかし、そういうところを例えばトンネルを掘るとか、掘削をするようなことが生じますと、その掘削された土は、その時点では無害であっても、それが環境にさらされて有害になる例が非常に多い。したがって、この部分についてはそれなりの対応をしないといけないということで、今現在も現実にそういう対応がされています。

しかし、その対応の仕方が過剰であると考えており、むやみに促進試験をして重金属溶出リスクを高めて、その結果として掘削土を管理型の処分場のようところに格納する対策事例が増えています。そういう、要するに過度な対策を採用されることが多いので、そういうことの是非を

含めて早急に対策のあり方を検討するべきです。掘削土を現地で迅速に評価する方法を、新たに設定して、そのレベルに応じてそこそこの対策をするべきと、そういうコンセンサスを得る必要があるのではないかと。そういう対策というかアプローチの仕方を取るべきじゃないかなというふうに考えております。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

それでは、この(8)につきましてはこのぐらいにさせていただきまして、では、最後の「その他」の方に議題を移させていただきたいと思えます。

その他につきまして、何か御意見ございますでしょうか。

では、嘉門委員、お願いします。

(嘉門委員)

これは資料の5にも書いていただいておりますし、また今日の議論でも、地下水汚染の話が話題として挙がってきておりますように、この土壤汚染と地下水の管理ということにつきましては含めて考えるべきだということで、地下水汚染は地盤の飽和帯の汚染で、土壤汚染は不飽和帯の汚染であり、両者を含めて地盤汚染だと申しております。

それで、土壤汚染のことだけを捉えて、地下水と土壤の汚染をそれぞれ別々に考えるとモニタリングは地下水だけでやるとか、互いに区分して汚染を管理しようというのが現状、法律にのっとってやるとそうなるようですが、不飽和帯と飽和帯とが同時に汚染されることも多いので、極めてバランスの悪い対策、あるいは評価であると考えております。土壤汚染対策法の改定が可能であれば、是非地下水汚染も含めて考えていくべきではないかというふうに思います。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

それでは前川委員、いかがでしょうか。

(前川委員)

先ほどもお話したことですけれども、将来的に地下水を利用するかどうかということにつきましては、これはその地域の自治体の考え方というのが非常に重要となってくると思うんですね。したがって、その地域の自治体の方の判断によって、土壤汚染があったときに、たとえ周辺で地下水利用が現在なくても、ある程度までは浄化を求めるといことができるというような制度ができれば望ましいのかと思います。

非常に難しいことだと思いますけれども、やはり将来的な水資源という観点から見た場合には、そのような制度をこの中でもできれば入れていただければというふうに考えております。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

それでは鈴木委員、いかがでしょうか。

(鈴木委員)

自治体からの事例ということでございますが、やはり土壤汚染が原因となって発生している地下水汚染の事例がかなりございます。そういったことから、この地下水汚染に関する調査とか対策というようなものを、何らかの形で取り入れていただく対応が必要になってくるのではないかと

というふうを考えております。

(高橋座長)

それでは、奥村委員、いかがでしょう。

(奥村委員)

すみません。今の鈴木委員に少し教えてほしいんですけど、まず、ここに書かれている中杉委員の御意見に少しびっくりしたんですけど、何か関連づけるのが必要ではないかと書いてあるので、何か今まで関連がなかったのかなと思って逆にびっくりしたんですよ。

鈴木委員にお伺いしたいのは、この対策法を施行されてから、土壌汚染に起因するという汚染の数は減ってきているのですか、かえってふえているのですか。ふえているとしたら、要するにポイントをふやしたから、分母をふやしたからふえているだけの話なのか。つまり、この法の今回の検証に使えるのではないかというふうにお尋ねしておるんですが。

(高橋座長)

鈴木委員、お願いします。

(鈴木委員)

現実にふえているか減っているかという、定量的に私ども把握しているわけではございません。地下水の常時監視は、公共水域と一緒に測定計画を定めて実施していますが地下水汚染が現実に発生している周辺については、かなり綿密に実施をしておりますし、それから県内をあるメッシュに区切って、5年に1度、全県が把握できるようなモニタリングを、この計画の中で実施をしているところでございます。その結果、その発生が確認されたところについて、より詳細にモニタリングするという事は行っております。

(高橋座長)

よろしいでしょうか。

(奥村委員)

土壌汚染対策法とは無関係になさってきたと、以前からね。ということは理解できました。

(中杉委員)

よろしいですか。

(高橋座長)

はい。

(中杉委員)

私の発言がということなんですけれども、実際には全く無関係になされたというふうには、私は考えていないんですが、法律上の地下水の常時監視のやり方というのは、また見直しを今やっているところなんです、その中で明示的に土壌汚染に絡めて地下水の調査をしなさいという形にはなっていません。それは制度上で、そういうふうには明示的には書いていない。でも、やはりそれは少し考える、直す必要があるだろうということで、今度の見直しの中にはそういったことも入れていこうと。

私が申し上げていた趣旨は、要は土壤汚染対策法の浄化措置命令と、それから土壤汚染対策法にある対策ですね、措置、リスク低減措置と、それから水質汚濁防止法による浄化措置命令、この両方があるわけですね。両方から突っ込んでくる。これは、住み分けがきちりできているかどうかという話が1つ必要であろうということが1つ。

それから、もう一つは、土壤汚染に絡んで地下水汚染がどうしても出てくるんですが、事業所の中は、事業者が調査できますよね、土地所有者は当然できるわけなんです、その外というのはなかなかできないわけですね。それに、地下水汚染の場合には未来永劫というようなことが場合によっては起こり得るわけです。未来永劫というのはちょっと語弊がありますが、かなり長い期間。それを、例えば土地所有者が土壤汚染を起こした人が、長い期間それを継続しなければいけないと義務づけをするかどうかというのは、これはまた難しい話です。

一方、地下水が汚染しているということに関して、住民の健康被害をその問題に対して防いでいくというのは、これは行政の責任であろうと。そこら辺をうまく整理をして考えていく必要があるんだろうと。そここのところで、やはり土壤汚染と地下水汚染の対策というのは表裏一体なので、もう少しうまく住み分けをとってやる必要があるんじゃないかという趣旨で、ここで地下水管理等の連携が必要ではないかということで、私、申し上げた次第でございます。

(高橋座長)

関連しますか、嘉門委員。では、お願いします。

(嘉門委員)

事業地というか、土壤汚染がなされた事業地以外の調査は、これはなかなかできません。それが要するに、もらい汚染という地下水の汚染が各地にみられる原因です。土壤汚染対象地境界外に有害汚染物質が出ているということが明らかに予想されても、その汚染地そのものの調査とは関係ないということでストップしてしまうわけですね。それはやはりいかにもまずいだろうと考えます。しかし、そのもらい汚染をしたところでは、極めて迷惑な話ですので、そのもらい汚染の地下水を浄化しないといけないかという問題とは別の話です。

そういう意味で、地下水はもちろん人の健康に影響しますけれども、かなり深いところで飲用もしていないというようなところだったら、恐らくそのまま放っておいてもいいのではないかと考えます。これは自然由来の地下水汚染とも通じるところです。ですから、そういう意味で、もらい汚染というか地下水の汚染の広がり、また地下水は長期にわたって移動しますので、その動きを含めて、考え方を明示しておく必要があると思いますね。もらい汚染でも調査した結果、その水はもう使わないということはやはりしておかないと、たとえ飲用しなくとも、くみ上げて園芸用に使うとか、菜園にまくとか、そういうことは避けるべきというふうに思われます。地下水汚染もぜひこの枠組みの中に入れるべきだと申し上げたのは、そういうところがあるということでございます。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

(中杉委員)

今の嘉門先生の発言が少し気になったものですから。

あくまでも地下水の基準は飲用でつくっていますので、それを生活用水としてほかに使うのがまずいかどうかというのは一様には言えない。それはちょっと過剰にまた反応を呼び込む可能性があるんで、一言申し上げておきます。

(高橋座長)

佐藤委員、では最後に一言お願いします。

(佐藤(泉)委員)

地下水については、水質汚濁防止法は汚染原因者負担の法律ですね。それで、土壤汚染対策法は土地所有者の責任の法律ですね。それで、そもそも地下水をきちんと管理して、何かのときに飲用に堪える状態に保つということは、ある意味で国家の責任だというふうに私は思っております。そうしますと、土地所有責任とか汚染原因責任だけでこの問題が解決するかというと、先ほど非常に期間がかかる、それから金額も膨大であると、それから拡散の範囲が場合によっては非常に広いということを考えると、私はやはり地下水の浄化については、相当国家レベルでの戦略が必要ではないかというふうに思っています。

場合によってはEPR的な発想で、化学物質を生産していた会社、あるいはこれを利用していた会社、こういうところから一定の資金を集めて、あるいは国家の税金を投入して、監視と浄化を長期的にしていかないと、多分汚染原因者は資力がないと。それから土地所有者はもらい汚染であるということで、対策が進まないということを危惧しております。

ちなみに水濁法の措置命令という条文は一応ありますけれども、一回も使われたことがないというふうに私は理解しておりますので、そういう意味では機能していないというふうに思っております。

以上です。

(高橋座長)

水質汚濁防止法と土壤汚染対策法、2つの法律体系がありますので、それをどうするかとお話がありました。ただ、これはちょっとなかなか現行ではいじりがたいところはあると思いますが、中杉委員がおっしゃったように、新しい面から連携を考えていくというようなことは必要なんだろうと思います。

もちろん、この辺についてはかなり複雑な問題がございますので、いろいろと御指摘をいただいた上で連携のあり方等、今後さらに考えていただくということで、議論をまとめさせていただきたいと思います。

それでは、かなり白熱した議論をいただきまして、時間、かなりかかりましたが、これで一通りの議論を、あり方についての論点の議論を、終わらせていただきたいと思います。

ただ、この論点の中で、2の(2)でございますが、「法制度と自主的な調査・対策の関係のあり方」、きょうもかなりここについて、どうこれをとらえるべきかという点について、いろいろ議論頂きました。そこで、これは大切な論点でございますので、多少まだ30分程度時間がございしますが、その中で御議論をいただきたいと思います。

事務局の方で、この論点に関しまして、法律の対象範囲についてということで課題を整理していただいておりますので、まず事務局から御説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(佐藤土壤環境課課長補佐)

それでは、資料6の「法律の対象範囲について」というものをごらんください。

この論点につきまして、論点2の「法制度と自主的な調査・対策の関係のあり方」につきましては、大変重要な論点でありまして、今後の方向性について、この機会にさらに御議論を深めさせていただきたいと考えております。この委員の御意見の中には、法律の対象範囲を広げた場合の

メリット・デメリットを整理してみてもどうかという御意見もございました。こうしたことから、これまでの委員の御発言も踏まえまして、事務局として整理したものでございます。

それでは、1番ですけれども、まず「法律の対象範囲が狭いことによる現状の問題点について」でございます。

土壤汚染対策法第3条では、有害物質使用特定施設が廃止される場合に調査義務が生じます。しかし現状では、法律の対象範囲が狭くて、わが国で実施される土壤汚染の調査・対策の大半が法律の対象外となっているわけでございます。

このような状況を見まして、法制度と自主的な調査・対策は相互に補完的な関係にあるとも考えられますけれども、法律の対象とならない部分につきましては、以下のような問題点が考えられます。

から がございます。まず ですけども、土壤汚染の恐れがある土地がありましても、いつまでも調査が行われない場合がございます。このために土壤汚染が判明しないまま放置されるおそれがあります。

ですけども、自主的調査により汚染が判明した場合、調査結果が必ずしも公表されず、また人の健康被害の防止のために必要な対策が講じられないおそれがございます。

、自主的な調査・対策につきましては行政がチェックあるいは関与する仕組みがありませんので、調査内容や対策内容の適切性が担保されないおそれがございます。

、土壤汚染が判明しても、自主的調査でございますから、指定区域に指定されません。したがって除去以外の盛土や舗装等の対策がなされた場合、こうした場合は汚染はそこに残っているんですけども、その土地につきまして将来的な管理が担保されない可能性があります。特に後で土地売買で所有者が変更されましたり、あるいは土地利用が変更されたりした際に、不適切に土壤汚染地が取り扱われるおそれがございます。

、不動産取引や再開発に当たりまして、土壤汚染地であることが指定区域に指定されませんので、当事者や利害関係者に認識されず、後でトラブルや民事的紛争が起こることが懸念されます。

、土壤汚染が判明しても指定区域に指定されないため、搬出される汚染土壌の処理に関しては規制がございませんので、不適正に処理される懸念があります。

こうした問題点が考えられるわけですけれども、仮に法対象範囲を広げるとした場合の留意点が、次の裏の方にまとめてございます。

(1) まず、メリットでございます。

、土壤汚染のおそれがある土地について、一定の機会に調査が行われることとなりますので、土壤汚染がある場合にはまずその存在が判明いたします。

、その場合には指定区域に指定されまして、以後法律に基づいて人の健康被害の防止の観点から適切に管理がなされます。また、この場合、都道府県知事は、汚染状態に応じて必要に応じて法律に基づき行政権限を発動できることになりまして、適切な対応が確保されることとなります。

、指定区域に指定されますので、将来的な土地売買や土地利用の変更に関わらず、管理が確保されるということになります。それから、不動産取引や再開発に当たりましても、関係者にあらかじめ情報が提供されますので、取引の際のトラブルが防止されることとなります。

それから ですけども、指定区域に指定されると、汚染土地から搬出される汚染土壌に関して規制の対象となってまいります。

以上がメリットなんですけれども、逆に留意点として以下のような問題が考えられます。

ですけども、まず、企業の自主的な調査・対策に関して、自主的に調査・対策を行おうという取組機運に水を差すおそれがございます。

ですけれども、当然ながら、調査費用や対策費用など、土地所有者等に負担が発生してまいります。

それから ですけれども、土壤汚染が判明した場合に、法対象範囲になるといたしますと公表されることとなりますので、周辺住民等から過剰な対策を求められることがございます。

それから ですけれども、こうした公表をされますと、指定区域に対する不安感から、法律上は必ずしも指定解除というのは求められてございませんけれども、土地所有者等が不安を解消したいということで指定区域を解除するために掘削除去等が行われることがさらに多くなり、対策費用が高騰するのではないかとという問題がございます。

こうした留意点に関しましては、今回の論点につきましては2の(1)でサイトごとの汚染状況に応じた合理的、かつ適切な対策の促進方策について、あるいは(6)の対策を推進するための各方面における経済的な方策について、いわゆるブラウンフィールド施策のような論点が挙げられております。

以上、こうした点につきまして御議論いただきたいと考えております。以上でございます。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

それでは、事務局の御説明を踏まえまして、2の(2)「法制度と自主的な調査・対策の関係のあり方」、特に についてでございます。論点のところでは6ページというところになるかと思いますが、6ページのいわゆる法の対象範囲について、大半が法律の対象外になっている中で、法制度と自主的な調査のあり方をどう考えるのかという問題につきまして、集中的にここで御議論いただきたいと思っております。いかがでしょうか。いろいろと御指摘いただきたいと思っております。

では、正保委員。

(正保委員)

2ページ目にデメリットではなくて留意点ということで書かれておりますが、まさにここに記載されている4項目が本当に大きな問題になってくると考えます。

本日の懇談会中でも、奥村委員から御指摘ございましたように、まず法の対象範囲を広げる前に、例えば調査機関の能力のレベル差が広がっているとか、あるいは実際の住民の方々に土壤汚染対策法に対する理解が不足しているとか、今回の懇談会の中でも問題であると議論された点があります。この辺りの土壤汚染対策法の基礎となる部分をまず整えてからこういう議論をするべきなのではないかなと思っております。

それなしに、まず法の対象範囲を広げるということになりますと、本当にこの2ページの(2)にございますような留意点にあるようなことが、そのまま発生してしまうと考えます。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

では、前川委員、お願いいたします。

(前川委員)

逆にメリットの方にあると思っておりますが、土壤汚染の調査対策事例、判明事例がより多く公表されるということは、土壤汚染に対する一般的な市民のいわゆる違和感であるとか、あるいは不安感というものが薄れてくるということによって、円滑なリスクコミュニケーションにつながるということや、あるいは土壤汚染の情報の蓄積につながってくるというようなメリットもあるの

ではないかと思えます。それは結果的に、先ほど正保委員の方から御懸念がありました不安感が高いという状態を薄めることにもつながってくるのではないかというふうに思えます。

(高橋座長)

それでは奥村委員、いかがでしょう。

(奥村委員)

前川委員の仰ることもよくわかりますけれども、世の中そんなきれいな事ではいきませんで、例えば今の2ページの、「土壌汚染が判明した場合に、公表されることにより周辺住民等」と、「等」と書いてありますので、私、黙っておったんですけども、いろんな意味がありまして、世の中には前川委員のような善良な人ばかりじゃないんですよ。実際、ちょっと先ほど佐藤委員が、企業が過剰に何か決めているのではないかという御指摘があって、外から見たらそう見えるかもしれません。それは全然否定しませんけれども、それはそんなきれいな事で済む世の中だったらもっと住みやすいと私も願っておるのですが、そうはいきませんから、非常にこれはもめ事のトリガーになります。

(高橋座長)

では、佐藤委員、お願いします。

(佐藤(雄)委員)

今、いろいろ御議論があるんですが、拡大するといったときに、どのぐらいまで拡大するかというイメージをもとにそれぞれ御意見をを出されていると思うんですね。ですから、最終的にどういうふうに決めるかというのは今後の議論なんだろうけれども、ある程度、自分はこの程度まで拡大した場合についてはこういうことが起こるといふふうにしないと、ベースが別だと、なかなかみ合わないのかなという感じがします。

例えば、操業中のところは全部、特定有害物質を使っているところは全部調査対象にすべきだとか、いや、自分はそこまでは考えていないという方もおられると思うんですね。ですから、範囲をある程度共通にするような考えも必要ではないかと。

私の場合、どこまで考えているのかといいますが、操業中についても、それから操業中じゃないにしても、土地を改変する場合には汚染された物質が外に出してしまう可能性があるわけですから、土壌がですね。ですから、土地を改変する場合には、操業中であろうが何だろうが対象にしたらどうかという考えを検討することが重要ではないかと。

例えば、土地の売買で、土地を買ったままずっと放っておくわけではなく、すぐ土地利用するはずですから、そういう意味では土地改変というのは、やはり拡大のときの中心的な課題になるのではないのかなと、私はそういう前提に立って議論を進めたいかがかなと思っております。

(高橋座長)

それでは、石渡委員、お願いします。

(石渡委員)

法の対象範囲の話でございますけれども、現実的に今、どういうものが対象になっているかといった場合に、最初の第1回目の懇談会の中で、法の対象は3%だと。条例とか自治体の要綱でやられている土壌汚染の調査・対策、これは2割ぐらいと。それ以外が、まあ土地取引とか社会的なこういう状況の中で自主的な調査・対策が行われているという実態を踏まえてどうしていこ

うかという議論が大切なのかなと思っております。

1つは、自治体側でもいろいろと条例や要綱で土地改変を機会に土壤汚染調査をし、対策を講じてもらっています。これについて、やはり法律としてこれをまとめた方が、一定のルールの中で明確になっていいのではないかとか、みんなばらばらな取扱いよりいいのではないかという視点からの議論も必要なのかなと。

それからもう一つは、今の社会的経済的状況において、多くの企業は土地取引など様々な契機で自主的な調査・対策が行なわれている。こうした場合、大手企業に多いのですが、早急に公表したいが対策内容は十分かなど自治体に相談に来るケースも増えている。法律に準じた方法など一定のルールで適切に調査等がなされていれば支援も可能ですが、まだ必ずしも一定の関係作りや仕組みが出来ていない状況にある。だから、どこまで支援できるかということもない。そういう中で、今回、法の対象をどうするのか、それと企業が自主的に調査をやっているものも、一定のルールの中でやられているものは、もう本当はそれでいいのだと。法と同等に近いんだというふうなお墨つきを与える仕組みをつくるか、やはりそういう中に、日本全体の中の土壤汚染対策が、同じ方向に行くのではないのかなと思っております。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

それでは、大塚委員、いかがでしょうか。

(大塚委員)

先ほど佐藤委員がおっしゃったこと、私も賛成なんですけれども、土地の改変時には何らかの形で調査をしないと、後で購入した人がババをつかまされるということになりますので、トラブルが発生するということがありまして、これは少なくとも調査をしないとまずいだろうと思います。

それからもう一つは、その操業中の場合ですけれども、これは健康被害のおそれがあるということであれば、やはり何らかの調査をしなければいけないということになると思いますし、先ほど出てきた自主的な調査とも関連しますけれども、その事業者の方がせっかく調査をされても、後でもう一度3条調査をしなければいけないということになるのもどうかと思いますので、そういう観点からは、対象範囲を拡大するというには合理性はあるだろうと思います。

それからもう一つ、指定調査機関のレベルの話は確かに問題がないわけではないと思いますけれども、先ほど少し御議論がありましたけれども、都道府県が何らかの形でチェックしているということは一応あると思いますし、この指定調査機関のレベルを高めるということと、それから法の対象範囲を拡大するというを同時にやるべきではないかというふうに思います。

以上です。

(高橋座長)

それでは、藤井委員、いかがでしょうか。

(藤井委員)

土地を改変するときに限らず、あるいは廃業のときに限らず、事業者はその資産について、その資産の価値に影響を及ぼすものがあれば開示しなければいけないという方向に進もうとしているわけです。それを前提にすると、先ほど石渡委員が言われたように、自主的にやっておられるところもルールがないということが、過剰な掘削除去につながったり、あるいはやっても信用してもらえないということにつながっているわけですから、当然そこはルール化をやる範囲でや

るべきであると思います。

(高橋座長)

それでは、斎藤委員、お願いします。

(斎藤委員)

今、藤井委員の方からお話があったとおりなんですけど、先ほど石渡委員の方からありましたお墨つきというワードが、非常に事業者としては必要なというふうに考えておりまして、今議論されている、非常にポワツとしておりまして、不安定なと言いますか、余りルールがない状況の中で土地の改変が行われたときに、事業者の方は、やはりこれだけいろんなリスクをしょったままいくわけにいかないという場合に、やはり先ほど来の公表ですとか、対策ですとか、いろんなことが出てまいります。そのときに何らかのお墨つき、必要以上に世の中の消費者が不安を、先ほどそこら辺はなんとか企業が過剰に反応し過ぎているのではないかという意見もありましたけれども、現実にはやはりそういう風評で場合によっては会社がつぶされてしまうというような事態にもなりかねませんので、そういう意味でのいわゆる公の立場でのお墨つきみたいなものを、どう得るかということについて、やはり検討をしていただきたいというふうに思います。

(高橋座長)

では、佐藤(泉)委員、いかがでしょうか。

(佐藤(泉)委員)

今のお墨つきの話なんですけれども、私はやはりこの土壤汚染の問題を難しくしているのは、汚染しているか、していないかという二色分けをいつもしたいというふうに、皆さんがまたできるというふうに誤解されていることに大きな原因があるのだと思うのですね。

土壤というのは、いろんな利用形態があり、また自然由来もあり、リスクのレベルもさまざまです。したがって、2つに分けるということができるという発想が、リスクコミュニケーションを難しくしているし、また、企業の過剰な対応とかを招いているのではないかと思います。

私は、法律の対象範囲を広げることは必要、重要だと思います。でも、それによって出てくるいろいろな形態の汚染というんですか、情報ですね。これを二色分けにもっていかないで、いかにそれをリスクコミュニケーションとして安全に土壤を使おうと、そして地下水を守ろうと、こういうふうにソフトランディングさせていくかということ配慮しないとイケない。

世の中、行政にお墨つきをもらうという時代は終わっていると思うのですね。やはり、リスクコミュニケーションするという時代になっていると思います。そうしますと、非常に件数がふえる中で、自治体が全部これができるのかということも、私はちょっと不安に思っておりまして、ISO的な認証、あるいは第三者機関、こういうものも利用して、そのリスクコミュニケーションに適した、それから過剰な反応を求めないような仕組みを求めませんか、行政がいいと言ったからいいのだとか、汚染はないんだとか、そういうぼんと判子をもらえばいいというようなものではないのではないかとこのように思っております。

(高橋座長)

それでは正保委員、いかがでしょうか。

(正保委員)

先ほど石渡委員が御発言されましたように、現状の土壤汚染対策法のスキームで本当に問題が

あるのかというところが一番大きな問題です。そもそも論になってしまうのですが、土壤汚染対策法自体は健康被害、人の健康被害防止のための法律でありますので、現状の取り組み、あるいは自主的な取り組みの中で、うまく回っているのではないかと考えます。本当に土壤汚染による健康被害があるのかというところが、一番最初からお聞きしたいと思っていたのですが、やはりその答えが出てきていないように思います。

また、佐藤泉委員が御発言されましたけれども、やはり問題は、先ほどおっしゃったように二色分けといいますか、オンかオフかという問題になっているのではないかと思います。その一つの原因が、基準が1つしかなくて、本日の冒頭の御説明にもありましたけれど、掘削除去に対しては第二溶出基準というのがあるのですが、汚染土壌に対して何らかの処置をしなければならぬ基準というのが明確ではありません。水質汚濁防止法ですと、環境基準もあれば排水基準というのがありますから、土壤汚染対策法においてもそのような処置基準というべきものがもう一段階必要ではないかと考えます。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

それでは、佐藤(雄)委員、お願いします。

(佐藤(雄)委員)

拡大することについて、その土地改変だけという意味ではなくて、またそれを中心にという意味で御意見申し上げたんですが、そのときに調査・対象とか、今の現行の法律をそのまま拡大するというだけじゃなくて、その際に工夫もあっていいかと思います。

そういう意味で、2ページの(2)留意点ですね、これを見ますと、「企業の自主的な調査・対策に関する取組機運に水を差すおそれがある。」といいますけれども、これは自主的取組が9割以上もあるということは、やはりそういうインセンティブがあるからやっているわけですから、そのインセンティブを生かすような調査・対策というふうなこと、そういうことも考えていいのではないかと思います。例えば調査についてはいろいろ意見がありますけれども、履歴調査をまずやったらどうかとか、いろんな工夫が考えられるのではないかと思います。

それから、番、番、番は、今の現行法でも同じことが言われているわけですし、新たに拡大することによってその調査費用や対策費用など負担が新たに発生するものではなくて、これは当然のことではないか、別に現行法でもそうですよと。

それから、番、番については、現行法でもこういうことが起きているので、むしろそのリスクに対する考え方ですね。資産価値が目減りするということけれども、資産価値についての判断も、最終的には健康被害があるのではないかとということで買い手がつかなくなるから資産価値が下がるわけですから、そういう意味では人の健康を保護するという土壤法が目指しているリスク管理の考え方をもっと徹底していくということであって、拡大することによって、新たに発生するということはないのではないのかなというふうに考えています。

(高橋座長)

そろそろ時間がまいりましたので、今、札を上げていらっしゃる方で、議論をまとめさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

ほかに、よろしいですか。今、5人いらっしゃいますが、その5人の方で一応御発言をまとめさせていただきたいと思います。

それでは順番に、斎藤委員からお願いします。

(斎藤委員)

先ほどのお墨つきの話なんですけど、単純に白か黒かということではなくて、まあ確かにここには土壤汚染はありますと。だけでも、それは大丈夫な範囲ですという、ややそういうグレーな話に落ち着かせるための、だけど大丈夫なんですというような、そういうソフトランディングさせるような仕組みと申しますか、制度と申しますか、何かそういうものをぜひ欲しいというところでありまして、何かここは丸です、こっちはぱつですという、世の中そういうものでもなかろうかと思えますので、とりわけ漠然たる不安が非常に内在している土壤汚染の問題については、そこら辺のところを大いに研究していただきたいというふうに考えております。

(高橋座長)

では嘉門委員、お願いします。

(嘉門委員)

法律の対象範囲の拡大ということは、いかに住民、市民の安全・安心を確保するかということにつながるわけですので、これはやはり企業が自主的な対応をしているということについてもリスクというか、情報のディスクロージャーを十分することによって、この方向に行くべきだというふうに思います。

しかしながら、ここで、今日挙げていただいております留意点の中で、「過剰な対策」とか「不安感」とかこういう言葉が、あるいは「水を差すおそれ」という、そういう危惧の念、これは現状では避けられない事態ですね。しかし、それは避けられないから対象範囲を拡大しないということではなくて、この不安感をどう解消していくかという、そういう方向で考えていくべきです。

例えば土地の用途によっては、汚染の判断基準を変えていくという、そういう考え方は欧米にはあるわけでございますから、土地の改変をする場合には必ず調査を実施するという佐藤委員の意見には私も賛成ですけれども、その運用の面でどういう工夫をしていくかということ、この教育とか啓発とかという点も含めて取り組んでいくべきだと思っている次第です。

(高橋座長)

大塚委員、よろしくお願いします。

(大塚委員)

簡単に3点ですけれども、現状の自主的な取り組みで何が問題かというのは、恐らく外から見えない状態にあるということが問題だという、それが将来のトラブルを起こすのではないかと、ところが、恐らく最大の問題なんだろうと思います。

それから第2点ですが、先ほどからルールをつくってほしいという話があって、確かにそのとおりだと思うのですが、この2ページの2の(1)のところに書いてある、サイトごとの汚染状況に応じた合理的な対策の促進というのは、恐らくまさにそういう話で、サイトごとの汚染状況に応じた対策基準というのをつくるということだとすると、この過剰な対策とかいう話に対して対処することになるのではないかと思います。

それから第3に、自主的な調査に対して水を差すという問題についてですけれども、これがもし3条調査として行われるのであれば、現在、自主的な調査をされても廃止時にはまた3条調査を、今のままとしなければいけないということがありますので、必ずしも水を差すということがそんなに大きな問題になるということではないと思います。

以上です。

(高橋座長)

前川委員、よろしくお願いします。

(前川委員)

今までの自主的な調査におきましては、各企業がそれぞれ工夫しながら周辺環境への影響を防ぐために、そのサイトや特性に応じた調査や対策をやってこられたという事例も多いと思います。これが、法律によって調査や対策方法が一律に定められてしまうということによって、逆に合理的な取り組みを阻害するということがないようにしなければいけないかというふうに思います。

(高橋座長)

中杉委員、お願いします。

(中杉委員)

先ほど大塚委員の言われたように、問題点と留意点、結局汚染があることを知るか、それから知られるかという、その問題点だろうと思うのですが、実際問題として、今、日本の中でも、自主調査、それから要綱による調査、それから法律による調査、すべて公表しているところがあります。名古屋市ではそういうふうなことをやっています、実際にそれは、そこでどういう問題が起こっているか。私も名古屋市の委員会に入っています、そこに報告が出てきます。報告が出てきて、それについては我々、全部どういう措置をやっているかに対してコメントを出している。これはお墨つきを与えているわけではないですけど、問題があればこういうふうなことをした方がいいですよというようなことを言うふうなことにしています。それがお墨つきになっているかどうかわかりませんが。

そこで、自然由来じゃないか、業者が掘削除去されても、委員会では自然由来だから、そこまでやる必要はないのではないかという意見が出たりする。まあ、それは事業者がやられることだから、そこをやめなさいという話ではないというようなことを議論していますけれども。

そういう事例もありますので、そこでどういう問題点が起こっているか、懸念されたようなことが起こっているのかということ等、一回、環境省の方で名古屋市の方に問い合わせさせていただいて、その資料を提出いただくと、また議論の材料になるかなというふうに思いますが。

(高橋座長)

最後にちょっと御指摘いただきましたが、そこは事務局いかがでしょうか。

(坂川土壤環境課長)

そこは名古屋市の方に問い合わせまして、できるだけそういう方向で対応したいと思います。

(高橋座長)

はい。今日はいろいろと御議論、御提示いただきましたが、次回再整理して、また議論させていただきたいと思います。本日の議論につきましては、これまでとさせていただきたいと思いません。

次回につきましては、これまでの議論を踏まえまして、懇談会の取りまとめの方向性が議論できるものについて、事務局の方から御提示いただきたいと思います。それを踏まえて、さらに整理しつつ議論を積み重ねていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、参考資料が配付されておりますので、これについて事務局より簡単に御説明いただきました

いと思います。

(坂川土壤環境課長)

参考資料といたしまして、平成20年度予算案のうち、新規事項の概要を示した資料を用意しております。余り時間がないので、ごく簡単に説明させていただきます。

これは、この懇談会でも御議論いただいております論点とも関係するんですが、土壤環境課におきまして来年度から具体的に検討を深めたいと考えているものでございまして、そのうちの1つが、土地利用用途等に応じた土壤汚染対策推進費というものでございます。土地利用用途に応じて対策基準というものを違えていくと、そういうことが課題となっておりますので、その点を検討する。また、汚染地ごとのリスクアセスメント手法についても検討すると、そのような予算でございます。

また、2枚目は、土壤汚染の未然防止等対策の促進に関する調査ということでございまして、未然防止のあり方についてと言いましょうか、むしろ技術的にどういうことを行っていくことが可能であるのか、留意すべき事項等を取りまとめたマニュアルを作成していこうというものでございます。この具体的な調査の内容につきましては、今の時点ではこの程度のものでございますが、この懇談会での取りまとめの内容も踏まえまして、修正はあり得るというふうに考えておりますが、来年度、このような新たな調査を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

それでは、最後に、事務局から次回の日程について説明してください。

(坂川土壤環境課長)

先ほど、座長からお話がありましたけれども、今まで全般的に論点について御議論をいただきましたので、その御議論の内容も踏まえまして、この懇談会の取りまとめの方向性が議論できるようなものを事務局の方で用意させていただきたいと思います。それにつきまして御議論いただきたいと思います。

日程につきましては、いつものように委員の皆様方の御都合をお伺いした上で決定したいと思いますが、2月に開催したいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

今回の議事録につきましては、いつもどおり事務局で調製の後、発言委員等への御確認方よろしく願いします。また、議事録については、さらにお気づきの点がございましたら御指摘いただきたいと思います。

それでは、本日は、委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり御議論いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、本日の懇談会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。